

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に対する意見公募の結果及び意見に対する考え方

「非静止衛星通信システムの無線局に関する審査基準の改正」

(意見公募期間：令和7年2月1日（土）～同年3月3日（月）)

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方
1	アジアインターネット 日本連盟	アジアインターネット日本連盟は、インターネットインフラの更なる発展に向けた総務省の規制見直しの取り組みを歓迎いたします。 インターネットへのアクセス方法の選択肢が増えることで、山間部や離島などの条件の不利な地域における高品質なインターネットアクセスの確保や、災害時の緊急通信手段の多重化など、日本の社会インフラの強靱化に大きく貢献することが期待されます。 したがって当団体は、静止衛星通信の既存免許人との合意要件を撤廃するという総務省の提案を支持いたします。また、衛星通信の持つ公共的価値を考慮し、電波利用料制度についても、産業の成長を後押しする形での検討を要望いたします。	本案への賛同意見として承ります。また、電波利用料に関する御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	Amazon Kuiper Japan 合同会社	アマゾン「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること」を要求する条項を削除する旨の総務省の提案に賛同いたします。 衛星サービスに適用される国際周波数共用手続では、等価電力束密度（EPFD）制限又は周波数調整が採用されていますが、当該手続は、軌道及び周波数を同じくする衛星システム相互の共用を実現するための適切なフレームワークを提供するものと思料致します。	本案への賛同意見として承ります。
3	Alliance for Satellite Broadband	Alliance for Satellite Broadband（衛星ブロードバンド・アライアンス）は、「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること」を要求する条項を削除する総務省の提案を支持します。 私たちは、衛星サービスに適用されるITU無線通信規則が、軌道及び周波数資源を国際的に共用する衛星サービス間の共存のための適切な枠組みを提供していると考えます。	本案への賛同意見として承ります。
4	一般社団法人日本船主 協会	この度の題記訓令案につきましては、日本領海内を航行する日本船舶の通信環境向上にも寄与するものと考えます。 衛星通信サービス「スターリンク」は、海上においても陸上と遜色のない高速大容量通信が可能であり、今回の改正案により、より一層、低価格かつ利便性向上が期待できることから改正案に賛同するものです。	本案への賛同意見として承ります。

5	一般社団法人日本民間放送連盟	非静止衛星通信システムから日本の衛星放送に対する有害な干渉・受信障害が疑われる際には、国民視聴者の放送受信を保護する観点から、総務省が関係機関に積極的な照会等を行ったうえで、問題解決に向けた原因究明を行い、所要の対策を速やかに講じる必要があります。	対地静止衛星の無線局に有害な混信が発生した場合は、被干渉側に加え、総務省においても関係機関と連携して干渉源の特定に向けた努力を行い、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき干渉源に対して必要な対応を求め、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁や国際電気通信連合（ITU）に通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。 なお、これらの具体的な措置を講ずるためには、干渉源の特定が不可欠であり、そのために関係機関が連携してデータの共有・分析等に取り組む必要があります。
6	株式会社ビーエスフジ	本審査基準の改正が実施された場合、スターリンクシステム運用事業者と基幹放送局提供事業者の間で混信対策の調整が実施されない事となり、衛星基幹放送の安全性が棄損される事を強く懸念いたします。 2022年10月～2023年1月に発生した複数回にわたる衛星放送の中断を伴った障害では、その対応として総務省が国際機関（ITU）に情報提供を行った事で、混信障害の情報を全世界の関係者と共有できる状況となったことは記憶に新しいところです。 能登半島地震では、放送インフラが壊れた地上波に替わり必要情報を被災地に送り続けたとして衛星放送の価値と有用性は再確認されました。また、政府発表によれば向こう30年以内に80%の確率で東南海地震が発生すると言われる中で被災地に生死に関わる情報を送り届ける情報のライフラインとしての衛星放送の価値は益々高まっており、その脆弱性を高めることは断じて許されません。 ITU無線通信規則に沿ったシステムであっても、同一地域で、同一周波数を使用する無線局の運用においては、電波混信を未然に防ぐ為に無線局間の事前干渉調整はなくてはならないものです。国民の情報ライフラインを守り、衛星視聴者を保護する観点から、スターリンクシステム運用事業者と基幹放送局提供事業者の間で電波混信防止の為に十分な事前調整は必要不可欠と考えます。 万が一、衛星放送への混信障害が発生した場合、事業者間での調整では収束しない可能性があるため、前回（2022年10月～2023年1月発生 of 放送障害対応）同様に、総務省が主体となって速やかに関係機関への働きかけを行い、問題解決と対策を講じていただく事を強く要望いたします。	対地静止衛星の無線局に有害な混信が発生した場合は、被干渉側に加え、総務省においても関係機関と連携して干渉源の特定に向けた努力を行い、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき干渉源に対して必要な対応を求め、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁や国際電気通信連合（ITU）に通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。 なお、これらの具体的な措置を講ずるためには、干渉源の特定が不可欠であり、そのために関係機関が連携してデータの共有・分析等に取り組む必要があります。

7	株式会社BS日本	・BS放送は広域性、同報性を生かして、災害時の情報メディアとしても国民生活に重要な役割を果たしており、視聴者保護の観点から電波混信はあってはならないものと考えます。ITUの無線通信規則を満たしている非静止衛星通信システムであっても、その運用方法によっては、BS放送に電波混信を与える可能性があります。 ・電波混信を未然に防止するためには、同一周波数の免許を受ける事業者間で事前に運用についての合意がなされていることが必要不可欠です。訓令から合意の必要性を削除することは、BS放送への障害リスクを増加させる可能性があることから、放送事業者として強い懸念を感じます。 ・将来さらに増加が予想される衛星システム間で、周波数共用を行うことを見据えても「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること」が訓令に定められていることには大きな意味があると考えます。 ・電波混信の発生源の特定は非常に難しく、解決までに時間を要することになれば、視聴者への影響が憂慮されます。万が一、非静止衛星通信システムから日本の衛星放送に対する有害な干渉・受信障害が疑われる際には、国民視聴者の放送受信を保護する観点から、総務省が関係機関に積極的な照会等を行ったうえで、責任をもって問題解決に向けた原因究明を行い、所要の対策を速やかに講じていただくことを強く要望します。	対地静止衛星の無線局に有害な混信が発生した場合は、被干渉側に加え、総務省においても関係機関と連携して干渉源の特定に向けた努力を行い、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき干渉源に対して必要な対応を求め、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁や国際電気通信連合（ITU）に通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。 なお、これらの具体的な措置を講ずるためには、干渉源の特定が不可欠であり、そのために関係機関が連携してデータの共有・分析等に取り組む必要があります。
---	----------	---	--

8	株式会社放送衛星システム	BS放送はこれまで多くの番組により視聴者の様々な視聴要望に応じてきており、国内で2000万世帯を超える受信者を抱え、重要なメディアとして認知されています。そして、その広域性、同時性といった特徴から大震災等の通信や地上放送が途切れた災害時の情報メディアとしてもその価値は重要視されています。 その重要なメディアであるBS放送と同一周波数を使用する衛星に関しては、これまで視聴者保護の観点から、混信の有無及び混信発生の回避についての確認作業を事業者間調整で行い、BS放送に対する影響の安全性が確認された後にBS放送と同一周波数を使用する無線局の電波発射が行われてきました。これまでも制度内に周波数共用に関する合意条件を含めることを要望してきていて、今後もこの安全確認作業の実施を求めるものであり、その作業を実施する裏付けのない今回の改正案では、確認作業無しに電波発射されかねないため、賛成いたしかねます。 ちなみに日本のBS放送用周波数は既にOneWebとの周波数共用を行っている状態であり、後から共用が行われるスターリンクのような新規参入衛星については既存衛星（現在はOneWeb）からの電界値と新規参入衛星からの電界値の合算値が基準を超えないようにすることが必要です。ITUへの各衛星の申請ではこの積算された電界値の計算結果は含まれておらず、受信側で想定される全ての衛星について確実な計算を行い、混信を事前に回避する策を新規参入者と協議しなければなりません。これらの作業はこれまで衛星運用事業者間の調整の際に行われていました。したがって、その作業抜きで新規参入が行われることは危険と言わざるをえません。 今回の審査基準変更は事業者間調整を不要とするものですが、安全性の確認作業は必要です。ITUで確認されない各衛星の電界合算値の評価などの安全性確認は、今後どの段階でどこが行うのでしょうか？お答えいただければと存じます。	非静止衛星通信システムからの対地静止衛星の保護に関する基準は無線通信規則に規定されており、その適合性については国際電気通信連合（ITU）で審査が行われています。その中で、本件意見公募に係る非静止衛星システムについて、「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること。」との規定を設けたのは、御指摘の報告が衛星通信システム委員会において取りまとめられた時点及び本件意見公募に係る非静止衛星システムに関する規定が電波法関係審査基準で定められた時点のいずれの時点でもITUの審査が完了していなかったためであり、それに代わる措置として事業者間で個別に調整を行うこととしたものです。 しかしながら、令和7年3月現在、ITUにおける審査は完了しており、無線通信規則に規定する基準に適合することが既に確認されていることから、国際規範の下で対地静止衛星の無線局は保護されていると考えます。 なお、本件意見公募に係る非静止衛星システムと同一の周波数帯を利用する「高度1200kmの極軌道を利用する衛星コンステレーション」については、衛星通信システム委員会において技術的条件に関する報告が取りまとめられた時点でITUの審査が完了していたことから、電波法関係審査基準において事業者間で個別に調整を行うことはされていません。 御指摘の内容については、現在ITUにおいて検討が行われているものと承知しており、今後ITUにおいて国際的に合意が得られ、国際規範として規定された後に、必要に応じ、適切な措置を講じてまいります。
---	--------------	--	---

実際にBS放送につきましては2022年10月以来、度重なる干渉電波による放送障害を受けており、原因の究明、干渉の排除に関する解決を未だ見ていません。既に電波干渉による障害を受けている周波数帯に新たに技術的な諸元が明示されていない無線局が新規参入する事は障害を増加させる危険性が増すこととなりますため、安全性の確認が行われた後に新たな周波数共用を行うよう要望いたします。 無線通信規則に定められたプランバンドにおいて侵すことのできない業務として認められているBS放送に万一混信が発生する場合には行政が責任をもって、影響を受けた視聴者と放送事業者等関係者に対して、広報対応や高性能アンテナの配布など相応の補償を行うと同時に混信源の即時停波措置を実施することをお願いするものです。 今後も同様の非静止軌道衛星（以下、NGSO衛星）は増加すると考えられます。BS放送と同一周波数帯を利用する衛星については、ITUで規定されていない打ち上げから運用開始までの期間、衛星の異常発生時、運用終了から衛星機能消滅時までの期間における電波発射についても、これまでは事業者間調整でBS放送に混信を与えない措置について協議・合意してきましたが、今後も確実に対応措置を講じられますよう要望いたします。 ITUによるNGSO衛星送信電力の無線通信規則への適合性の審査は、実際の衛星の特性ではなく、衛星製造前の設計段階の想定特性に対して実施されるので、ITUの審査結果をもって運用を認めるには不十分です。実際の混信評価にあたっては、設計値だけでなく、測定データをもとに適合性を検証することが必要です。これは通常の無線局運用の条件であり、免許を受けた国内無線局は全てこのような手順を経て運用しています。外国の衛星といえども、日本国内での使用にあたっては内外無差別、公平な、同じ手続きを経て、運用されるべきものです。従って、NGSOの実際の運用にあたり、測定データをもとにした確実な審査を行政が実施することを要望します。 さらにNGSOの運用開始後は、送信電力が無線通信規則の規定値を遵守しているかを確認すること、および、BS受信障害が発生したときに直ちに干渉源が何かを特定できる手段を確保しておくことが必要です。これらについても行政の責務として実施することを要望します。	BS放送の干渉電波による放送障害と本件意見募集との関係は必ずしも明確ではございませんが、いずれにしても本件意見公募に係る非静止衛星通信システムの当該基準への適合性についてはITUで確認されていることから、国際規範の下で対地衛星システムの無線局は保護されていると考えます。 BS放送に混信が発生する場合には、まずは干渉源の特定を行い、混信の除去や混信の発生の防止に取り組んでいくことが必要であると考えます。 また、総務省においては、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき干渉源に対して必要な対応を求め、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁やITUに通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。 衛星が発射する電波については、BS放送と同一周波数帯を利用するか否かに関わらず、ITUで審査が行われており、打ち上げから運用開始までの期間、衛星の異常発生時、運用終了から衛星機能消滅時までの期間を含め、無線通信規則で定める基準に適合しない電波を発射し、他の無線局に干渉を与えることは認められておりません。 無線通信規則で定める基準への適合性の審査に関しては、総務省が主管庁として免許を付与する我が国の人工衛星についてもITUの審査結果を参照しており、取扱いに差異はないものと考えます。 非静止衛星通信システムに係る宇宙電波監視につきましては、いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。
---	--

9	KDDI株式会社	衛星通信システム委員会報告にもあるとおり、近年小型の人工衛星の実用化により、スターリンクシステム等の衛星コンステレーションによる非静止衛星通信システムを用いた高信頼・高速大容量通信の提供が行われております。当該サービスにより、島嶼部、へき地、山小屋などに対する携帯基地局のバックホール回線、さらに海上通信、災害時利用を中心とした利用も非常に進んでいるところです。 Ku帯を用いる非静止衛星はITUの無線通信規則(RR)に従い審査が行われ、静止衛星と非静止衛星が適切に共存できる形で運用されているため、対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との調整合意は行われていないものと認識しております。スターリンクシステムも他の非静止衛星通信システムと同様に、ITUによる審査が問題なく完了していることから、本改正案に賛同いたします。 なお、静止衛星が優先的に保護されることは無線通信規則にも記載されていることから、万が一スターリンクシステムによる干渉が発生した場合でも、国際的な規則に準じた形で運用および調整が行われることで、適切に問題が回避されるものと考えております。	本案への賛同意見として承ります。
10	在日米国商工会議所	在日米国商工会議所(ACCJ)は、総務省による規制要件の見直しと、多様なインターネットサービスの普及を可能とするための環境作りへの取組みを支持します。 また、「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること」という要件を削除するという総務省の提案に賛同します。 衛星通信サービスを含む多様なインターネット接続手段の選択肢が拡充されることで、遠隔地や山間部でも信頼性の高いインターネット接続が確保される、災害時等の危機対応の現場でも必要なコミュニケーションを滞りなく行えるようになる等、日本のインターネット環境における様々なメリットが想定されます。また、国民の安心・安全のための利用が期待されること等、今後の衛星通信サービスの可能性にも鑑み、電波利用料についても、将来的に前向きな議論がさらに進展することを要望します。	本案への賛同意見として承ります。

11	在日米国大使館	電波法関係審査基準(2001年総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案についてコメントする機会を得られたことに感謝する。 携帯移動衛星通信およびVSAT運用者に対地静止衛星(GSO)を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との合意を求める電波法関係審査基準(2001年総務省 訓令第67号) 17-キ-(イ)の項目削除案を支持する。この要件の撤廃により、日本の国際貿易コミットメントに関する潜在的な懸念に対処し、日本の重要なスペクトラム利用における公平性を確保することに資する。また、この要件の撤廃は、世界的に受け入れられている国際電気通信連合(ITU)宇宙サービスのための無線規制枠組みの原則と、日本の法的枠組みをより緊密に連携させる。 また、総務省が改正電波法関係審査基準訓令案に関するパブリックコメントの要請を公表したことを心から評価する。すべての利害関係者に提案された改訂について検討し、コメントする機会を適時に提供することにより、総務省は、すべての当事者の立場を評価し、検討するための強固な規制プロセスを推進した。	本案への賛同意見として承ります。
12	General Atomics Global Japan株式会社	本省令改正案は航空機・無人航空機・船舶等の通信需要に対しての手段が拡大し、弊社のようなサービスを利用する側の視点からみても利便性が向上することから本件に係る制度整備が速やかに進められることを希望致します。	本案への賛同意見として承ります。
13	スカパーJSAT株式会社	1. 「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること。」との基準は、「情報通信審議会 情報通信技術分科会 衛星通信システム委員会報告(令和2年12月)」(以下、報告)における周波数共用検討の結果(※報告2.2.7項の「単一のITU調整/通告資料で公表された結果およびその妥当性について事業者間で確認されていること。」との注)に基づき、無線通信規則(以下、RR) 22条においてEPFD制限の遵守が定められている周波数帯においても、対地静止衛星を通信の相手方とした我が国の無線局を保護する目的で規定されたものと理解しております。 対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の保護を目的とした条項を、これに代わる手立てを講じることなく、審査基準から削除することに強く反対します。	非静止衛星通信システムからの対地静止衛星の保護に関する基準は無線通信規則に規定されており、その適合性については国際電気通信連合(ITU)で審査が行われています。その中で、本件意見公募に係る非静止衛星システムについて、「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること。」との規定を設けたのは、御指摘の報告が衛星通信システム委員会において取りまとめられた時点及び本件意見公募に係る非静止衛星システムに関する規定が電波法関係審査基準で定められた時点のいずれの時点でもITUの審査が完了していなかったためであり、それに代わる措置として事業者間で個別に調整を行うこととしたものです。しかしながら、令和7年3月現在、ITUにおける審査は完了しており、無線通信規則に規定する基準に適合することが既に確認されていることから、国際規範の下で対地静止衛星の無線局は保護されていると考えます。

		2. 今回の改定案は、RR 22 条においてEPFD制限の遵守が定められている周波数帯においては、今回対象となる非静止衛星通信システムの通告主管庁(米国、ノルウェー)が提出したITU調整/通告資料のEPFD制限への遵守に関わる国際電気通信連合無線通信部門(以下、ITU-R)による審査(以下、EPFD審査)結果が“妥当(favourable)”となっていれば、対地静止衛星を用いて衛星通信を行う我が国の無線局も適切に保護されるとみなせる、という前提に基づいているものと推察いたしました。この点に関しては、以下に示すとおり、現在、固定衛星、放送衛星を所管するITU-R Working Party 4A(以下、WP 4A)において議論が継続されており、技術的な懸念点がございしますので、この状況で、電波法関係審査基準における当該記載を削除することは時期尚早と考えます。 - RR 22 条22.50項において、「非静止衛星通信システムを構成する全ての宇宙局からの電波発射は、対地静止衛星の可視範囲内のあらゆる地表面上の点においてEPFD制限値を超えてはならない」とされており。一方で、ITU-RによるEPFD審査手法を規定している勧告ITU-R S. 1503においては、審査に用いるコンピュータの(勧告策定当時の)演算処理能力や審査期間、手続きの効率化に鑑み、EPFD審査は地表面のある一点(以下、WCG。一般的には、任意の対地静止衛星とその通信の相手方である無線局とを結ぶ線上を干渉源である非静止衛星が通過する際に生じる突発的な短時間干渉が発生する地点。)を代表点として用いて、短時間干渉、長時間干渉含む全ての発生時間率におけるEPFDを計算しています。故に、ITU-RにおけるEPFD審査は、我が国が免許を受けている対地静止衛星の軌道及びその相手方となる国内の無線局、そして干渉源となる非静止衛星の位置関係(時々刻々と変動)による影響が厳密に審査されているとは言い難い状況です。 - 今回対象となっている非静止衛星通信システムのように、数千機に及ぶ衛星が個々に複数の可動ビームを用い、動的に衛星カバレッジを構成するようなシステムは、現在のEPFD制限及び勧告ITU-R S. 1503 策定時には想定されていなかったものです。特に複数の衛星及び可動ビームによる総合干渉量が支配的となる長時間干渉(特にWCG以外で発生するもの)の観点において、当該勧告により干渉のモデル化が正確に行われているのかという点は、まさに現在WP 4Aにおいて議論の中心となっているものの一つであり、未だ結論は見えていないものと理解しています。	御指摘の内容がITU-R WP 4Aにおいて議論されていることは承知しておりますが、現時点では国際的な合意を得て規範として確立するに至っていない状況です。また、ITU-Rで議論中の議論があることをもってITUの審査結果が否定されるものではないと考えます。 なお、今後ITUにおいて国際的に合意が得られ、国際規範として規定された場合は、必要に応じ、適切な措置を講じてまいります。
--	--	---	--

		3. 今回削除が提案されている基準が存在することにより、我が国の免許人は、今回対象となる非静止衛星通信システムの事業者との間で、ITU-RにおけるEPFD審査手法そのものに関する技術検討と並行して、国内の無線局を適切に保護するための議論を実施することが可能となりました。ITU-Rにおける検討の結果を待たず、また当該記載を削除することにより免許人の責任、裁量によりITU-RのEPFD審査の不備を補完できる可能性をも排した上でも、我が国の無線局が適切に保護できると総務省様が判断された根拠について説明願います。	非静止衛星通信システムからの対地静止衛星の保護に関する基準は無線通信規則に規定されており、本件意見公募に係る非静止衛星通信システムの当該基準への適合性についてはITUで審査が行われて確認されていることから、国際規範の下で対地衛星システムの無線局は保護されていると考えます。その上で、非静止衛星通信システムからの対地静止衛星の保護は無線通信規則に定められており、仮に対地静止衛星に有害な混信が発生していることが確認された場合は、無線通信規則に基づき対地静止衛星の保護のための必要な措置が講じられるものと考えます。 なお、電波法関係審査基準は電波法令に基づく許認可等に係る審査基準を定めるものであり、当該審査基準及びその改正は事業者間で議論を行うことを否定するものではありません。
		4. RR22条22.2項において、非静止衛星システムは対地静止衛星を用いた固定衛星網、放送衛星網に容認し得ない干渉を与えてはならない、とされております。また、RR 22条22.5I項において、同22.5C項に規定されるEPFD制限を遵守することにより非静止衛星通信システムは当該22.2項の義務を満たしているとみなせる、とされております。しかしながら、上述のとおり、非静止衛星通信システムの運用の元となる調整資料/通告資料に関する現行のITU-RによるEPFD審査だけでは、我が国から免許を受けた対地静止衛星及びその相手方となる国内の無線局への影響の観点で、同制限が全ての地点、全ての時間率で満たされていると断言できる状況にはないと理解しております。今回提案されている電波法関係審査基準の一部記載の削除により、RR22条22.5C項のEPFD制限が課される周波数帯において、免許人が自らの責任、努力において自らの無線局を保護するための手続き・手段が無くなる結果、当該無線局に上述のような容認し得ない干渉が発生した場合、総務省様としてどのような問題解決策を念頭におかれているのか、本意見に対する総務省様の考え方を公表する際に、具体的かつ詳細に記載いただくことを希望します。	対地静止衛星の無線局に有害な混信が発生した場合は、被干渉側に加え、総務省においても関係機関と連携して干渉源の特定に向けた努力を行い、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき干渉源に対して必要な対応を求め、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁やITUに通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。

		5. 対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の保護を目的とした記載のみ削除し、類似した以下の規定は維持するとの方針に総務省様が至った技術的・合理的な根拠について、本意見に対する総務省様の考え方を公表する際に、詳細に記載いただくことを希望します。 <u>報告における記載：</u> 「地球局が14.4-14.5 GHzを用いる場合は14.5-14.6 GHzを用いる電気通信業務（固定局・移動局）と運用前に地球局個別に調整を行うことにより共用可能である。」 <u>電波法関係審査基準における規定：</u> 「14.4 GHzを超え14.5 GHz以下の周波数を使用する場合は、14.4 GHzを超え14.6 GHz以下の周波数を使用する電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局の免許人との間で合意がなされていること。」	非静止衛星通信システムからの対地静止衛星の保護に関する基準は無線通信規則に規定されており、その適合性についてはITUで審査が行われています。本件意見公募に係る非静止衛星システムについては、情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会において技術的条件の報告（高度500kmの軌道を利用する衛星コンステレーションによるKu帯非静止衛星通信システムの技術的条件）が取りまとめられた時点でITUの審査が完了していなかったため、それに代わる措置として事業者間で個別に調整を行うこととされたものです。 一方で、御指摘の規定は、当該報告に記載のとおり、本件意見公募に係る非静止衛星通信システムの地球局と他の無線システムとの間の周波数共用検討において、電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局との間で一定の離隔が必要との結論となったことから設けられたものです。非静止衛星通信システムの地球局と地上系の無線システムとの間の周波数共用についてはITUにおいて審査は行われませんので、ITUの審査結果が当該規定に影響を与えることはありません。 電波法関係審査基準は電波法令に基づく許認可等に係る審査基準を定めるものであり、当該審査基準及びその改正は事業者間の合意の内容を変更するものではないと考えます。 電波法関係審査基準は電波法令に基づく許認可等に係る審査基準を定めるものであり、当該審査基準及びその改正は事業者間の合意の内容を無効とするものではないと考えます。
		6. 今回の案のとおり審査基準が改定された場合、対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間の合意については審査対象とならなくなりますが、当事者間で既に締結され、両主管庁が公式に承認した合意書等は今後も引き続き有効であり、また、当事者及び両主管庁が合意しない限り、今回の改定により合意の内容が変更されることはないと理解しております。	
		7. 上述の合意書等は、関係者が長期にわたり交渉を重ね、また適宜譲歩した結果、最終的に双方納得の上、締結したものとしますので、合意書等の内容を変更する場合は、合意書等に含まれる内容全体を一括して議論する必要があります。今回の審査基準が改定された場合においても、審査基準が改定されたことのみをもって、合意書等に含まれる内容の一部が無効となることはないものと理解しております。	

		8. 今後、新たなITUファイリング（既存のITUファイリングの修正を含む）に基づく非静止衛星通信システムの免許申請があった場合、その都度総務省様において審議の場を設け、当社はじめ関係者の意見を反映できるようにすることを強く希望します。	新たなITUファイリングに基づくシステムについては、これまでの情報通信審議会答申等の範囲のものとして直ちに手続を進められることはないものと認識しておりますが、審議の場の設置の必要性については、衛星通信システムの状況に応じて個々に判断されるべきものと考えます。 いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
		9. 審査基準からこの条項を削除することに強く反対しますが、反対意見があるなかでもなお削除することとした場合、国際的に規定されている電力制限値への適合について、ITUの審査結果のみでよしとし、また、ITUファイリング値への適合についても国内で審査しないとするのであれば、海外の特定の衛星事業者に対してだけでなく、同様の基準を日本国内の衛星事業者に対しても適用すべきものです。具体的には、今後、日本国内の衛星事業者が免許申請を行う際は、地表面電力束密度などの制限値や、ITUファイリング値への適合等の審査はせず、国際的に見ても極めて煩雑な日本の審査を簡略化・迅速化することを希望します。	無線通信規則で定める基準への適合性の審査に関しては、総務省が主管庁として免許を付与する我が国の人工衛星についてもITUの審査結果を参照しており、取扱いに差異はないものと考えます。「国際的に見ても極めて煩雑な日本の審査を簡略化・迅速化」については、具体的な内容が明らかではないため回答は困難ですが、国内関係法令の全体の整合性を確保しつつ、各規定が置かれた理由・経緯等を十分に考慮した上で、国際ルールとの調和を図っていくものと考えます。
		10. また、国際的に規定されているルールを満足していれば良しとするのであれば、衛星システムについてはRRよりも厳しくなっている国内法を国際ルールと調和させることも強く希望します。	具体的な内容が明らかではないため回答は困難ですが、国内関係法令の全体の整合性を確保しつつ、各規定が置かれた理由・経緯等を十分に考慮した上で、国際ルールとの調和を図っていくものと考えます。

	11. 審査基準からこの条項を削除することに強く反対しますが、反対意見があるなかでもなお削除することとした場合、最低でも以下の措置を取ることを強く希望します。 ➤ 静止衛星を用いた通信・放送への非静止衛星通信システムによると疑われる干渉が発生し、顧客等への通信役務提供を阻害された場合（特に顧客からクレームがあった場合等）、非静止衛星通信システムの運用者に速やかに以下の措置を取らせることとし、対外的にもこの措置について広く周知すること。 ・当該周波数帯の利用を直ちに中止し、技術的対応または運用面での対応により、障害を除去すること。 ・障害の原因が当該非静止衛星通信システムではないとの証明は、当該非静止衛星通信システムの運用者が行うこと。 ・上述のいずれかの措置が取られない限り、当該周波数帯の利用を再開しないこと。 ➤ 上述の措置に加え、非静止衛星通信システムによる静止衛星網への干渉を監視・計測するシステムを可及的速やかに構築し、運用を開始すること。	対地静止衛星の無線局に有害な混信が発生した場合は、被干渉側に加え、総務省においても関係機関と連携して干渉源の特定に向けた努力を行い、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき干渉源に対して必要な対応を求め、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁やITUに通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。 なお、これらの具体的な措置を講ずるためには、干渉源の特定が不可欠であり、そのために関係機関が連携してデータの共有・分析等に取り組む必要があります。 非静止衛星通信システムに係る宇宙電波監視につきましては、いただいた御意見も踏まえ、検討を進めてまいります。
--	--	---

14	Starlink Japan合同会社	今回の電波法関係審査基準の改正案は以下の2点から適切であると考え るため賛同いたします。 (1) 無線通信規則第22条のEPFD制限に関し、2022年10月にスターリンク のITUファイリングの審査結果（可判定）が公表されており、本改 正は国際法的に適切であること。 (2) 同一のKu周波数帯を使用する他の非静止衛星通信システムに関する 審査基準では、本改正後と同様の基準となっており、本改正は国内 制度間の平仄を保ち、健全な電気通信の発展のための平等な競争環 境確保につながるものであること。 2022年にスターリンクが日本で商用サービスを開始して以来、家庭、学 校、企業での日常的な接続用途から、災害対応、船舶、建設現場、山小屋、 遠隔医療、セルラーバックホールなどの革新的な用途まで、信頼性が高く 低遅延の衛星ブロードバンドとしてスターリンクが広く活用されていま す。能登半島地震ではスターリンクが災害時の復旧対応の通信手段として 広く活用されたことで、災害対策やBCPのニーズが高まっています。 また、2025年1月末から国内で販売が開始されている小型ユーザー端末で あるスターリンクmini（重量1.1kg）は可搬性に優れていることから、国内 の需要は大きく増加する見込みです。国民の生活を支える通信手段として 広く活用されているスターリンクのさらなる需要拡大に対応するためには 使用チャネルを増やすことが不可欠であり、今回の改正案によってシステ ム容量の増加、パフォーマンスの改善につながることを大いに期待します。 ご検討を頂いている関係省庁の皆様には感謝申し上げます。	本案への賛同意見として承ります。
15	ソフトバンク株式会社	本訓令案は、無線通信規則に基づき、非静止衛星通信システムと対地静 止衛星通信システムの免許人間の合意を不要とするものであり、国際ルー ルに準拠した合理的な措置であると考えます。よって、本訓令案に賛同し ます。	本案への賛同意見として承ります。
16	ダイワボウ情報システ ム株式会社	当社におきましてはスターリンクの卸売に関わっておりますが、取扱い 当初と比較して販売数は年々伸びており、 今後も幅広い需要が期待できると考えております。 今回の電波法関係審査基準の改正案はスターリンクのさらなる通信容量 拡大へ寄与することが期待できるため賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。

17	日本放送協会	ITUの無線通信規則では、「非静止衛星通信システムは、静止衛星網へ許容し得ない混信を生じさせてはならない」（無線通信規則 22.2条）とされており、この規定を順守するため、非静止衛星通信システムの送信電力の上限値が規定されています。 しかし、非静止衛星通信システムが、設計において、この上限値の規定を満たしていたとしても、運用においてBS放送受信に障害が発生した場合には、放送事業者は干渉源の特定などの対処が必要となります。 このため、非静止衛星通信システムの国内導入にあたっては、情報通信審議会衛星通信システム委員会で技術的条件が検討され、「無線通信規則 5.487Aによって静止衛星網（放送衛星）に対して許容できない干渉があれば直ちに除去しなければならないため、事業者間で適切に対応」、「姿勢喪失等の異常時への対処のため、個別の静止衛星網との運用調整を実施」することが答申され、これを受けて電波法関係審査基準に「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること」が規定されています。 したがって、今回の改正で「対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること」の規定を削除するにあたっては、非静止衛星通信システムが静止衛星網へ許容しえない混信を生じさせないこと、および万が一混信が発生した場合には原因究明と再発防止の対策がとられていることが前提だと考えます。 このため、BS放送受信に万が一、障害が発生した場合には、総務省の責任において、関係者への照会および連絡・調整等を行い、視聴者保護の観点から、原因究明や障害除去、再発防止策等を速やかに講じることを要望します。	対地静止衛星の無線局に有害な混信が発生した場合は、被干渉側に加え、総務省においても関係機関と連携して干渉源の特定に向けた努力を行い干渉源に対して必要な対応を求め、干渉源が国内の無線局であれば国内関係法令に基づき、外国の無線局であれば無線通信規則に基づき当該外国の主管庁や国際電気通信連合（ITU）に通報する等、有害な混信除去に向けた対応を行います。 なお、これらの具体的な措置を講ずるためには、干渉源の特定が不可欠であり、そのために関係機関が連携してデータの共有・分析等に取り組む必要があります。
18	古野電気株式会社	今回の訓令案改正に賛成いたします。 本意見募集は「Starlinkの審査基準から静止衛星の免許人との合意要件を削除」するものであり、これによりKuバンドの拡張が容易となり、日本国内においてこれまでよりも多くのチャネルを利用できる事を期待しております。 また、Starlink自体の利便性向上のみならず、Starlinkを通信手段する製品やサービスにもメリットがあるため、本改正を是非進めて頂きたいです。 どうぞよろしくお願いいたします。	本案への賛同意見として承ります。
19	マーリンク株式会社	本改正案は、日本船籍に関わる通信環境のさらなる向上に資するものと解しますところ、賛同いたします。	本案への賛同意見として承ります。

20	個人	当社はスターリンクのレンタル提供を行っており、取扱いを始めた頃と比較して提供数は伸びておりまして、今後も需要が期待できると考えています。今回の改正案はスターリンクの通信容量拡大へ寄与することが期待でき、賛同します。	本案への賛同意見として承ります。
----	----	--	-------------------------